

農地中間管理事業に関する意見書

平成 29 年 6 月 16 日

福島県農地中間管理事業評価委員会

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく当評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

1 平成 28 年度の実施状況について

- 平成 28 年度の実績は前年度に比べ低下し、目標は達成していないが、地方駐在員の増員による現場対応力の強化や、農業担い手組織との連携協定の締結、トップによる JA 組合長への要請活動、事務の簡素化への取組など、推進方針に沿って様々な視点から幅広く活発に取組を行ったことは評価できる。
- 人・農地プランや重点地区の活用を中心に据えた新たな地区での「たねまき活動」は良い取組と評価できる。今後はしっかりと育て実らせることが大切である。

2 安定的な経営体育成に向けた取組について

- 農地の集積を進めるのは良いが、農業者の経営がうまくいくように、農地を貸し付けた後も関係機関・団体と連携してフォローアップをしていく必要がある。
- 面積拡大イコール経営安定ではなく、どうやってより効率的に利益を獲得できるかがカギである。安定的な経営体の育成に向けては、農業者の研さんはもとより、経営の専門家やコンサルタントなど外部の人の力を借りる必要がある。
- 多くの農業者から「農地中間管理事業をやって良かった」という声を聞けるようにしていただきたい。

- 機構集積協力金の助成単価の見直し（変更）は、安定的な農業経営を目指す農業者にとって将来への不安を抱く要因となっていることから、国は担い手農業者が安心して営農（規模拡大）に取り組めるよう制度の安定的で継続性のある運用に努める必要がある。
- 国は、農地中間管理事業の評価に、面積だけでなく経営の評価軸を設け、経営の安定に貢献した点についても評価する必要がある。

3 平成 29 年度農地中間管理事業の取組について

- 公社（機構）が策定した平成 29 年度農地中間管理事業推進方針に沿った取組をしっかりと進めていただきたい。その際に特に次の点に留意していただきたい。
 - ・ 制度創設 3 年間でまだ事業実績がない市町村への対応が必要である。なぜ実績がないのか、その要因を分析し、今後の推進に役立てていただきたい。
 - ・ 多面的機能支払制度に取り組む地区など、関連施策により集落の話し合いの場が整備されている地区の情報等を収集して、人・農地プランの作成を誘導するなど、農地中間管理事業につながるよう、関係機関・団体と連携して取り組んでいただきたい。
 - ・ 引き続きたねまき活動を実践することにより、現場の声を聞きながら、市町村等と一体となって農地中間管理事業を推進し、地域の活性化や農業者の経営発展・安定に結びつけてほしい。
 - ・ 安定的な農業経営の実現のためには担い手の法人化が重要であり、関係機関・団体と連携して法人化の推進に取り組んでいただきたい。
 - ・ 本県は地方ごとに多様な農業が展開されていることから、今回の方針に盛り込まれている地方の特性を十分に活かした推進を図っていただきたい。

(参考)

農地中間管理事業評価委員会の開催概要

- (1)開催月日：平成 29 年 6 月 7 日(水)
- (2)開催場所：福島市 杉妻会館
- (3)出席委員：岩崎由美子委員長、小森貞治委員、車田次夫委員
大出隆秀委員、青野浩之委員